

川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物を県外から市内の処理施設に搬入して処理する者に、あらかじめその処理に係る計画書を定めさせることにより、指定産業廃棄物の種類、排出状況、処分状況等を把握し、リサイクルに向けた取り組みへの転換を促すことにより、産業廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、県外の指定排出事業場において排出される建設系廃棄物である廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずをいう。
- 二 建設系廃棄物 日本標準産業分類の大分類E（建設業）に該当する事業者が行う工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した廃棄物をいう。
- 三 指定排出事業者 埼玉県外の排出事業場から川越市内の処理施設へ指定産業廃棄物を搬入する総量が、前年度の実績で10トンを超える者をいう。
- 四 指定排出事業場 埼玉県外において、工場、工事現場、その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設又は場所をいう。
- 五 処理施設 産業廃棄物処理業者又は排出事業者が有する中間処理施設をいう。ただし、指定排出事業者自身が有する施設にあつては、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（変更許可を受けた者、施設を承継した者、借受け・譲り受けを受けた者、相続した者を含む。）に限る。

(指定排出事業者の責務)

第3条 指定排出事業者は、自ら排出する指定産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、次の事項に十分留意しながら指定産業廃棄物を自らの責任において再生利用するように努めなければならない。

- 一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、もって指定産業廃棄物の再生利用が実現するように取り組むこと。
- 二 指定産業廃棄物が積替え保管に係る施設を経由する場合は、指定排出事業者自身が排出した指定産業廃棄物の特定が困難にならないようにすること。
- 三 法に基づく行政処分を受けている産業廃棄物処理業者又は指定排出事業者の処理施設において処理しないこと。

- 四 処理施設の処理能力などを確認し、指定産業廃棄物の搬入量が不適當にならないこと。
- 五 その他生活環境の保全上、支障を生じさせないように配慮すること。

(計画書の策定)

第4条 指定排出事業者は、前年度における指定産業廃棄物の処理実績並びに指定産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に関する計画が盛り込まれた指定産業廃棄物処理計画書(以下「計画書」という。)を策定し、翌年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する計画書は様式第1号によるものとする。
- 3 計画書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 指定産業廃棄物の産業廃棄物処理業者への委託を証する書類(処理の委託に係る契約書の写し)
 - 二 指定産業廃棄物の処理を請け負う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し
 - 三 処理施設の概要を示す書類
 - 四 その他市長が必要と認める書類
- 3 計画書の提出部数は、正副各1部(合計2部)とする。
- 4 指定排出事業者は、指定産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物が未分別(分離不可能な状態を含む)のまま市内に搬入しようとするときは、その全量に関する計画書を策定し、提出しなければならない。

(指定排出事業者の解除)

第5条 指定排出事業者が前年度の処理の実績を集計した結果、第1条第3項に規定する指定排出事業者該当しなくなった場合には、様式第1号の第1面及び第2面(前年度における指定産業廃棄物の処理実績)を記載して提出しなければならない。

(改善勧告)

- 第6条 指定排出事業者が第3条に規定する責務を果たしていないと認められる場合並びに第4条の規定に基づき提出された計画書に基づく処理が確保されていないと判断した場合には、市長は指定排出事業者に対して改善勧告を行うことができる。
- 2 前項の規定に基づく勧告を受けた指定排出事業者が、当該勧告に従わなかった場合には、市長は事業者名、公表の理由及び勧告の内容その他必要な事項を公表することができる。

(現地調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業場又は事務所等に対し、現地調査を実施することができる。

(処理業者の実績報告)

第8条 産業廃棄物処理業者は、指定産業廃棄物の処理実績について報告しなければならない。

2 前項に規定する処理実績に係る報告は様式第2号によるものとし、年度を単位として策定のうえ翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年度中において「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」第4条及び第13条の規定に基づき埼玉県知事あてに届け出た事業者は、前号の規定に関わらず、平成15年6月30日までにこの要綱の第4条及び第8条の規定に基づき川越市長あて届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

（第1面）

指定産業廃棄物処理計画書

年 月 日

（提出先）

川越市長

指定排出事業者の住所

氏名

印

（法人にあつては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）


川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第4条の規定により、指定産業廃棄物処理計画書を提出します。

(第2面)

前年度における指定産業廃棄物の処理実績

搬入処理の期間	年 月 日から		年 月 日	
産業廃棄物処理業者の名称				
搬入先処理施設の所在地 又は自己処理施設の所在地				
指定排出事業場の 名称・所在地等	産業廃棄物の種類	処 理 方 法	処分量 (t又はm ³ /年)	収 集 運 搬 業 者

〈記入要領〉

- 1 中間処理業者の名称・所在地、排出事業場の名称・所在地、産業廃棄物の種類、処理方法ごとに記入のこと。
- 2 排出事業場の所在地は、都道府県名並びに市区町村名まで記入のこと。
- 3 「搬入先処理施設の所在地又は自己処理施設の所在地」については、該当する施設に  を付すこと。

(第3面)

指定産業廃棄物の発生抑制
及び再生利用の促進に関する計画
(年度)

本 年 度 の 目 標	①産業廃棄物全体の発生量の見込み		t又はm ³ /年
	②指定産業廃棄物の種類ごとの発生量の見込み	廃プラスチック類	t又はm ³ /年
		紙くず	t又はm ³ /年
		木くず	t又はm ³ /年
		繊維くず	t又はm ³ /年
	③指定産業廃棄物の再生利用又は再資源化の方法	廃プラスチック類	
		紙くず	
		木くず	
		繊維くず	
	④指定産業廃棄物の再生利用又は再資源化量の見込み	廃プラスチック類	t又はm ³ /年
		紙くず	t又はm ³ /年
		木くず	t又はm ³ /年
		繊維くず	t又はm ³ /年
	⑤指定産業廃棄物の中間処理量の見込み(委託、自己処理とも)	廃プラスチック類	t又はm ³ /年
		紙くず	t又はm ³ /年
		木くず	t又はm ³ /年
繊維くず		t又はm ³ /年	
⑥「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に則った取り組み			
	※指定産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物が未分別(分離不可能な状態を含む)のまま市内に搬入しようとする場合にあつては、その理由等を付すこと。		
⑦その他特記事項			

(第4面)

処理委託する産業廃棄物処理業者一覧	主要な作業現場等の見込み一覧
	現場の住所（市区町村名）等：
建設工事請負実績 （件数、金額、過去3ヵ年分）	年度 件 万円 年度 件 万円 年度 件 万円
事業展望	産業廃棄物及び指定産業廃棄物の 全体の発生と処理に係るフロー

(第5面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
廃棄物処理に関する管理組織図等
産業廃棄物の排出抑制に関する事項
産業廃棄物の分別に関する事項
産業廃棄物の再生利用に関する事項
産業廃棄物の処理に関する事項 (産業廃棄物の分別及び再生利用に関する事項を除く)

記入にあたっての注意事項

指定産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に関する計画書の記入にあたり、次の要領により記入してください。

《 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 》

記載事項例：産業廃棄物の発生抑制や再生利用に関する企画立案組織、取り組み体制、責任者の設置 等

《 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 》

記載事項例：目標の設定、現状、具体的取組、教育・研修制度、情報公開、中長期課題 等

《 産業廃棄物の分別に関する事項 》

記載事項例：目標の設定、取組、教育・研修制度、廃棄物の分別に係る情報の収集・管理、情報公開、分別に係る施設の設置状況（種類、処理能力、耐用年数など）、中長期的課題、委託処理の状況（契約の状況等）等

《 産業廃棄物の再生利用に関する事項 》

記載事項例：目標の設定、取組、教育・研修制度、廃棄物の再生利用に係る情報の収集・管理、情報公開、再生利用に係る施設の設置状況（種類、処理能力、耐用年数など）、中長期的課題、委託処理状況（契約の状況等）等

《 産業廃棄物の処理に関する事項 》

記載事項例：目標の設定、取組、教育・研修制度、廃棄物の処理に係る情報の収集・管理、情報公開、廃棄物処理施設・保管施設の設置状況（種類、処理能力、耐用年数など）、中長期的課題、委託処理状況（契約の状況等） 等

指定産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

(提出先)

川越市長

処理業者の住所

氏名

印

(法人にあつては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第8条の規定により、以下のとおり平成 年度の処理実績を報告します。

委託処理		自己処理 (どちらかに○を付すこと)		
搬入処理の期間	年 月 日から 年 月 日			
中間処理業者の名称				
搬入先の処理施設の所在地				
排出事業場の名称・所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処分量 (t 又は m ³ /年)	収集運搬業者

〈記入要領〉

- 産業廃棄物処理業者の名称・所在地、排出事業場の名称・所在地、産業廃棄物の種類、処理方法ごとに記入のこと。
- 指定排出事業場の所在地は、都道府県名並びに市区町村名まで記入のこと。